

# 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

## ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度のご案内

～「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金」を受給している方が対象です～

ひとり親家庭の親に資格取得のために必要な資金を貸付け、修学を容易にすることで就労を支援し、自立の促進を図ることを目的としています。

養成機関の修学修了後、取得した資格が必要な職に5年間従事した場合は、返還が全額免除されます。

### ◎ 貸付制度の概要

**対象者**：次の①～③の要件をすべて満たしていることが必要です。

- ① 「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金」を受給しており、「自立支援教育訓練給付金」と「専門実践教育訓練給付金」を受給していない者
- ② 静岡県内に住民登録がある
- ③ 養成機関修了後、資格を活かした業務に従事する意思がある

**貸付額**：入学準備金 50万円以内（養成機関入学時）  
就職準備金 20万円以内（養成機関修了後、かつ資格を取得後）

**利子**：無利子（ただし、連帯保証人を立てない場合は年利 1.0%）

**連帯保証人**：成年者で独立の生計を営む者を1人立ててください。

**返還免除**：次のすべてを満たした場合、全額返還免除となります。

- ① 養成機関修了後、かつ資格を取得した日から1年以内に就職し、
- ② 取得した資格が必要な業務に5年間従事した場合

※養成機関を途中で退学した場合は、全額返還となります。

※就職後、本人の責による事由により免職された場合や、特別の事情がなく退職した場合は、全額返還となります。

※就労期間が5年未満の場合でも、一部免除される場合があります。

**申込方法**：高等職業訓練促進給付金の手続きを行う市役所（町役場・健康福祉センター）の窓口、または静岡県社会福祉協議会ホームページから申込書類を入手し、必要書類を添えて、下記まで持参または郵送でお申し込みください。

### 申込み・お問合せ先

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 生活支援部生活支援課

〒420-8670 静岡市葵区駿府町 1-70

静岡県総合社会福祉会館「シズウエル」3階

TEL：054-254-5244 FAX：054-251-7508

e-mail：shikin@shizuoka-wel.jp